

社会保障協定 給付関係早見表（2025 年 12 月 1 日時点）

相手国名	協定発効年月	期間通算の有無	代理受理		（参考）老齢年金の最低加入期間 ※5
			規定の有無	書類の送付先機関※ 1	
アイルランド	2010 年 12 月	○	○	社会家族省社会福祉庁	56 歳までに加入歴があること、2012 年 4 月 6 日以後に退職した場合は 520 週（10 年）および年平均 10 週の納付済み期間があること
アメリカ	2005 年 10 月	○	○	在日米国大使館 （東京都港区赤坂 1-10-5）	40 四半期（10 年相当）
イタリア	2024 年 4 月	×	○	イタリア全国社会保障機構（INPS）	20 年（ただし、EU 域外に住む非 EU 市民（日本に住む者を含む）であり、1996 年前に保険料納付期間がない場合には最低加入期間はなし）
インド	2016 年 10 月	○	○	被用者積立基金機構（EPFO）	退職年金（NPS）10 年、 退職準備基金（EPF）なし
オーストラリア	2009 年 1 月	○※2	○	センターリンク	老齢年金（AP）10 年居住（うち 5 年は連続）、 退職年金（SG）なし
オーストリア	2025 年 12 月	○	○	年金保険機関（PVA 他）	15 年（そのうち 7 年以上が有償就業によるものであること。）※1954 年 12 月 31 日以前に生まれた者は別途加入年数の条件あり
オランダ	2009 年 3 月	○	○※3	社会保険銀行（SVB）、 被用者給付制度機構（UWV）	なし
カナダ	2008 年 3 月	○	○	サービス・カナダ	1 年
スイス	2012 年 3 月	○	○	スイス連邦社会保険庁 スイス補償局（SCD）	老齢年金（BP）1 年、 退職年金（MOP）なし
スウェーデン	2022 年 6 月	○	○	スウェーデン年金庁（SPA）、 スウェーデン社会保険庁（SIA）他	なし
スペイン	2010 年 12 月	○	○	労働・社会問題省 国家社会保障院（INSS）他	15 年（直近 15 年間に 2 年以上の納付が必要）
スロバキア	2019 年 7 月	○	○	社会保険庁（SIA）	15 年
チェコ	2009 年 6 月	○	○※3	チェコ社会保障局	35 年（法定退職年齢から 5 年経過後は 20 年）
ドイツ	2000 年 2 月	○	○	ドイツ年金保険者連合 （Deutsche Rentenversicherung Bund）他	5 年
ハンガリー	2014 年 1 月	○※2	○	ハンガリー財務省 年金支払局	15 年（1952 年 1 月 1 日以前生まれの者は 20 年）
フィリピン	2018 年 8 月	○	○	社会保障機構（SSS）、 公務員保険機構（GSIS）	120 カ月
フィンランド	2022 年 2 月	○	○	フィンランド年金センター （ETK）	なし
ブラジル	2012 年 3 月	○	○	社会保障省 国家社会保障院（INSS）	60 カ月～180 カ月（1991 年 7 月 24 日以前に初めて被保険者になった者） 180 カ月（1991 年 7 月 25 日以降に初めて被保険者になった者）
フランス	2007 年 6 月	○	○	社会保障欧州国際連絡センター （CLEISS）他	なし
ベルギー	2007 年 1 月	○	○	全国年金庁（ONP）、 全国自営業者社会保険機構（NISSE）	なし
ルクセンブルク	2017 年 8 月	○	○	社会保障省、 国民年金保険基金（CNAP）他	120 カ月
イギリス※4	2001 年 2 月	×	×	-	10 年
韓国※4	2005 年 4 月	×	×	-	10 年
中国※4	2019 年 9 月	×	×	-	15 年

※ 1 主な相手国実施機関は、機構ホームページ＞年金の制度・手続き＞社会保障協定＞協定相手国別諸情報＞社会保障協定 リンクに記載

※ 2 オーストラリア協定においては遺族年金と障害年金は通算の対象外、ハンガリー協定においては障害年金は通算の対象外

※ 3 オランダ協定及びチェコ協定においては、相手国年金の現況届（生存証明）を代理受理することについて合意

※ 4 代理受理の規定のないイギリス協定、韓国協定及び中国協定は、保険料の二重負担防止のみ規定

※ 5 各国の年金制度の最新情報や詳細については各国の政府ホームページ等を参照すること